

2021年3月26日

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

石川県白山市鹿島町一号9番地1

株式会社歯愛メディカル

代表取締役 清水 清人

当社は、2021年3月25日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年4月30日を効力発生日として、当社のロジスティクス事業を、新たに設立する株式会社C i ロジスティクスセンター（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行うことといたしました。

会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 新設分割計画の内容

別紙「新設分割計画書」のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断しました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社における今後の事業活動等の事情を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙「新設分割計画書」のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

当社の令和2年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を大幅に上回っており、本分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

本分割によって当社から新設会社に承継される負債はないため、該当すべき事項はありません。

以上